

## 町運転免許証返納支援事業

### 運転免許証を自主返納した方に乗車券などを交付

交通事故のない安心して暮らせるまちづくりを推進するため、運転免許証を自主返納した高齢者などがマイカーに依存することなく移動できるよう、交通費などの一部を支援します。

#### ▶交付対象者

次のすべての項目に該当の方が対象です。

- 本町に住民登録されている65歳以上の方、または障がい者手帳をお持ちの方
- 町税などを滞納していない方
- 町暴力団排除条例に定める暴力団員などでない方

※運転免許証を自主返納した日から1年以内に申請が必要です。

#### ▶交付されるもの

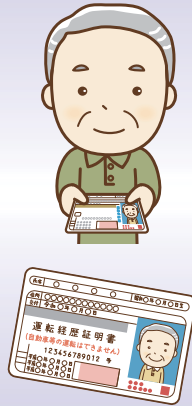
- 阿寒バス回数券
- 摩周ハイヤー乗車券
- 摩周湖スタンプ商品券

※この中から合計2万円分を交付します。

#### ▶申請方法

役場環境生活課に次の必要書類を提出してください。

- 本人であることが確認できる書類  
(運転免許経歴証明書・健康保険証・介護保険証・マイナンバーカードなど)
  - 印鑑
  - 警察署で発行される運転免許証の取り消し通知書
- ※申請後、2週間程度で本人に通知します。



問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

## あなたの「防災自助力」は？

### 防災ワンポイントコーナー

大地震などの災害はいつ起こるかわからず、発生を未然に防止することもできません。有事の際に自らの安全を確保するためにも、日頃から食料・飲料水の備蓄やハザードマップ・避難所の確認などといった「自助」の取り組みが必須となります。

下記のチェックリストで、皆さんの「防災自助力」を確認してみませんか？

#### 【防災自助力チェックリスト】

- 自宅に3日分以上の飲料水を備蓄している。
- 食品のローリングストック（日常生活で消費しながら備蓄）を実施している。
- 寝室に倒れやすい家具を置いていない、または倒れないように固定してある。
- 自宅建物の耐震性が確保されているかを知っている。
- 自宅近くのハザードマップを見たことがある。
- 自分や家族が避難する場所および経路を知っている。
- 非常時に持ち出す物品を把握している、またはリュックサックなどに詰めてある。
- 気象庁の「キキクル」などの防災・気象情報アプリを閲覧している。
- 災害用伝言ダイヤル「171」を知っている。
- 町から「避難指示」が発表された場合、可能な限り安全な場所に避難するよう心掛けている。

10個全部にチェックできた人：素晴らしい！「防災マスター」の称号を贈ります。

9～6個にチェックできた人：自助力はおおむね十分です。発災時は落ち着いた行動を。

5～1個にチェックできた人：町が実施する防災訓練などに参加してみませんか？

1個もチェックできなかった人：できることから、防災への備えをしましょう。

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

家畜・家きんを1頭1羽でも飼養している皆さんへ

## 定期報告書の提出をお願いします！

家畜伝染病予防法により、家畜・家きんの飼養者には、飼養する目的（ペット、教育、展示、学術など）を問わず、毎年「定期報告書」の提出が義務付けられています。

- 家 畜：牛、豚、馬、水牛、鹿、めん羊、ヤギ、イノシシ  
家きん：鶏、アヒル、ウズラ、キジ、エミュー、ダチョウ、ホロホロ鳥、七面鳥  
※ミニブタやチャボ、烏骨鶏も対象です

#### ▶なぜ、提出が必要なの？

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどが発生した際、定期報告書の情報を元に、家畜や家きんがどこに何頭（羽）飼養されているか把握し、病気が広がらないよう初動防疫を行います。

そのため、定期報告書は地域の家畜を伝染病から守るために欠かせません。一方で、防疫の遅れにつながるため、未提出者には罰則（30万円以下の過料）もあります。



定期報告書様式は北海道石狩家畜保健衛生所のウェブサイトからダウンロードできます。  
[定期報告 - 石狩振興局石狩家畜保健衛生所](#)で検索または右のQRコードから



提出先／役場農林課 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)

問い合わせ先／北海道釧路家畜保健衛生所 ☎ 0 1 5 4 - 5 7 - 8 7 7 5 ・FAX 0 1 5 4 - 5 7 - 6 1 2 5

## エコの すすめ



町では、ごみの不法投棄やポイ捨てから自然環境を守り引き継いでいくため、「自然の番人宣言」を行っています。

春の一齐清掃が始まります！  
ご協力よろしくをお願いします！



#### ごみ処理手数料『無料』・ごみ袋の配布を実施！

地域の清掃活動や道路などの公共の場所をボランティアで清掃して出たごみは、申請することで無料で処分できます！  
また、清掃活動に必要なごみ袋の配布も行っています。



#### ★事前に申請が必要になります★

- 申請対象／自治会・ボランティアで清掃を行う団体・企業
- 申請時期／随時
- 申請方法／役場環境生活課窓口・川湯支所窓口までお越しください。
- ごみ袋の配布／必要枚数をお渡ししますので申請時にお申しつけください。

※詳しくは、役場環境生活課環境係までお問い合わせください。

ごみは分別し、決められた場所に出しましょう。

**不法投棄は犯罪です！**

～法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます～

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

#### 清掃活動の際などに ぜひご利用を！

5～6月の間、美留和处理場は、  
第1・第5日曜日にも開場しています！

#### ◆営業時間

- 月曜日～金曜日（祝祭日含む）  
9時～16時まで
- 土曜日、第2・4日曜日  
※5月～6月は第1・第5の日曜日  
9時～12時まで

美留和处理場の5～6月の営業について、ご不明な点があれば、役場環境生活課環境係までお問い合わせください。